

各務原市立中央図書館

図書館システム等更新・運用業務委託 仕様書

各務原市立中央図書館 図書館システム等更新・運用業務委託 仕様書

1. 業務名

各務原市立中央図書館 図書館システム等更新・運用業務委託（以下、「本業務」という。）

2. 履行期間

契約の日から令和 14 年 2 月 29 日

- (1) 図書館システム等導入・構築業務

契約の日から令和 9 年 2 月 28 日

- (2) 図書館システム等運用・保守業務

令和 11 年 4 月 1 日～令和 14 年 2 月 29 日

3. 履行場所

各務原市那加門前町 3 丁目 1 番地 3 各務原市立中央図書館ほか 4 か所

各務原市那加門前町 3 丁目 1 番地 3	各務原市立中央図書館
〃	移動図書館さつき号
各務原市川島松倉町 1951 番地 4	川島ほんの家
各務原市蘇原中央町 2 丁目 1 番地 8	中央ライフデザインセンター図書室
各務原市鶴沼字石山 6529 番地 2	もりの本やさん・森の交流館

4. 契約代金

別紙内訳書のとおり

5. 契約代金の支払時期及び方法

- (1) 図書館システム等導入・構築業務

システム導入・構築業務にかかる初期費用（令和 8 年度から令和 10 年度までのクラウド型図書館システムサービス費含む）は、業務完了後に一括で支払う。完了届を受理してから 10 日以内に検査し、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

- (2) 図書館システム等運用・保守業務

令和 11 年 4 月から令和 14 年 2 月までのシステム運用・保守にかかる費用は、年度ごとの一括後払いとする。なお、年度単位に支払額を定めるものとし、各年度の支払方法は各務原市（以下、「本市」という。）と協議の上、決定するものとする。

6. 導入目的

各務原市立中央図書館（以下、「本館」という。）では、令和 2 年 3 月に導入した図書館システム及びハードウェア等の利用が令和 9 年 2 月末で 7 年目を迎える。

近年の D X 推進の観点から本市は行政手続きのデジタル化が進み、図書館においても

オンラインによる利用手続きなど利用者のニーズにあったサービスが求められている。

今回の図書館システム等更新では、現在実施している機能に加え、マイナンバーカードを図書利用カードとして利用できる機能や、オンラインでの利用者登録、図書利用カードのデジタル表示機能などを追加し、また、既に導入している電子図書館とのシステム連携を行うことで資料検索等の一元化を図る。

7. 本業務の要件

(1) 業務内容

本業務の範囲は以下のとおりとする。

- ① 図書館システム等導入・構築
 - ・別紙1「装置仕様書」、別紙2「機能要件一覧表」のとおり導入すること。
- ② 図書館システム等運用・保守
 - ・保守対応は1つの窓口で行うこと。
 - ・休日サポート窓口を設けること。
 - ・ハードウェア保守は、必須製品についてはオンサイト（現地訪問対応）にて、センドバック想定製品についてはセンドバックにて行うこと。
 - ・システムの運用相談及び質問への回答を行うこと。
 - ・バージョンアッププログラムの適用を実施すること。
 - ・システム停止を伴う作業は、休館日に実施すること。
 - ・保守項目が無いものについては、修理発生時にその都度本市と協議すること。

(2) 必須要件

図書館システムの更新にあたり、本業務では下記事項を必須要件とする。

- ① マイナンバーカードの図書館利用カード利用
 - ・デジタル庁が提供する「マイキープラットフォーム」で発行されるPPIDを活用し、図書館システムと利用者番号を紐付けることで、マイナンバーカードを図書館利用カードとして利用できること。
- ② 図書館システムと電子図書館システムの連携
 - ・図書館システムと電子図書館システムの連携により、図書館の蔵書検索画面から、電子書籍の検索や閲覧、貸出などがスムーズに行うことができること。また、予約した電子書籍の確保通知を、メール等で受け取ることができること。
- ③ オンラインでの利用者登録
 - ・図書館利用カードの利用者登録をオンラインで実施することができること。
- ④ スマートフォンの図書館利用カード利用
 - ・スマートフォンの画面上に図書館利用者バーコードを表示できるようにすることで、書籍等の貸出ができること。
- ⑤ デジタルアーカイブ（郷土かかみがはらデジタルコレクション）の検索・閲覧
 - ・デジタル化した郷土資料や地域の歴史的資料が、図書館システムから検索・閲覧することができること。
- ⑥ 導入システムはクラウド型(SaaS方式)システムであること。

- ⑦ 導入システムは、図書館業務を網羅し、将来的な拡張性を備えたトータルシステムであること。
- ⑧ 調達する機器については、導入システムと動作保証のある機種を選定すること。

8. 適用業務

(1) 図書館システムの条件

図書館システムは、別紙2「機能要件一覧表」の機能を提供すること。

(2) 図書館ホームページ

- ① ホームページは日本工業規格 JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針情報通信における機器ソフトウェア及びサービス第3部ウェブコンテンツ」のレベル「AA」に準拠すること。また、アクセシビリティ準拠の根拠と試験結果を提出すること。
- ② トップページをはじめとし、シンプルな統一感のある美しいデザイン使いやすくアクセシビリティユーザビリティが考慮されたホームページを作成すること。
- ③ スマートフォンで照会した場合、スマートフォン用へ自動的に最適化されること。
- ④ 操作研修、アクセシビリティ研修、著作権研修等の必要な研修を行うこと。
- ⑤ 画像の掲載や添付ファイル（画像の掲載や添付ファイル（PDF ファイルや Word ファイル等）を掲載することができること。
- ⑥ ホームページの更新は本館職員が簡単に行えるよう、テンプレートなどを用意すること。

9. 機器の納品及びシステムの構築スケジュール

図書館システム等の機器の導入及びシステムの構築は令和9年2月28日までに終了すること。機器入れ替えに伴う休館期間は、別途指示する。

10. サービス基本要件

本業務は下記要件をすべて満たすものとする。

(1) 現行システムのデータ等の移行及び消去

- ① 現行システムからの移行データは、本市にてテスト2回、本番1回を提供するものとする。移行データは、蔵書データ、マークデータ、利用者情報、貸出情報、図書館データを可能な限り引き継ぐこと。データ移行が難しいものについては本館職員と協議すること。

現行システム 富士通株式会社製 「WebiLis V4」

現行システム業者 トーテックアメニティ株式会社

公共システム事業部中部営業部

TEL：058-262-1101

担当：黒木

- ② Microsoft Office LTSC（Office Std Dev SL 2024 Ech MPSAACA A）を移行すること。対象となる端末は別紙1「装置仕様書」を確認すること。

- ③ 現行システムのデータ等消去は、ハードディスク内にあるデータも含めて行うこと。消去方法は、論理消去とする。
- (2) 図書館システムの管理・運用
- ① 図書館システムサーバに障害が発生し業務停止した場合、端末およびハンディターミナルにて単独に貸出、返却等の業務運用が行えること。
 - ② 図書館システムは、下記条件にて稼動すること。
 - ・クライアントの OS は Windows 11 以上で運用可能なこと。
 - ・クライアントのブラウザは Edge、Chrome 等で運用可能なこと。
 - ③ 年 1 回以上のシステム強化がされるシステムであること。またその内容を本市に共有し、要望する機能については対応できるシステムであること。
- (3) サービスセキュリティ対策
- 個人情報の保護および利用者が安心して図書館を利用できるよう、次の事項を確実に実施すること。
- ① 図書館システムの中で個人情報を保護するための制約を設けること。
 - ・貸出・返却等に必要個人情報は最低限の情報とする。
 - ・個人の貸出記録は返却と同時に消去させる。
 - ・利用者用開放端末(OPAC)には利用者の個人情報を表示しない。
 - ② 外部ネットワークを利用した情報交換において、情報を盗聴、改ざん、誤った経路での通信、破壊等から保護するため情報交換の実施基準・手順を備えること。
 - ③ インターネットからアクセスされるデータには、利用者氏名、住所、電話番号、性別、電子メールアドレスなどの利用者個人情報は一切保持しないこと。
 - ④ ID とパスワードにより利用認証を行うこと(利用権限の付与)。
 - ⑤ 第三者がサーバに成りすます(フィッシング等)のを防止するため、サーバ証明書の取得等の対策を行うこと。
- (4) サービス監視
- ① 10 分毎にハードウェアの死活監視を行うこと。
 - ② 障害時は通知と報告を行うこと。
 - ③ 利用状況について記録を保存すること。
- (5) データセンター
- ① クラウドサービスを提供するデータセンターは、国内に設置されたデータセンターであり、データセンター専用施設であること。
 - ② 活断層などの地理的なリスクを避けて設置されていること。
 - ③ 国内に複数のリージョンを有し遠隔で連携できること。災害目的の離れた拠点間、及びグローバルの拠点との間をプライベートなネットワークで接続されており、プライベートなアドレス空間でルーティングができること。
 - ④ I S M A P クラウドサービスリストに掲載されたデータセンターで運用されるサービスであること。
 - ⑤ 国内の別リージョンに遠隔バックアップを行うこと。

- ⑥ 法定点検や工事等の際にも電力供給を止めることなく電力供給ができる対策を有すること。
 - ⑦ 機器、設備等の安定稼働に影響を及ぼさないように一定の温度・湿度を保つための空調設備を有していること。
 - ⑧ モニタにより監視を24時間365日実施すること。
 - ⑨ サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等の情報システムを設置する場合、電力障害、通報システムなどの対策を講じること。
- (6) ネットワーク設定
- ① 設置機器のネットワーク設定は、ユーザーサイドのレスポンス、セキュリティ対策等、十分な知識と経験を有して設定すること。
 - ② 設置機器の調整と運用に至る全ての設定を行うこと。
- (7) バックアップ対策
- ① 端末機器は日常的な保守・管理に専任の職員を必要としない機器であること。
 - ② 端末機器のメンテナンスについては日常的に敏速に応じられる体制があること。
 - ③ データセンターの停電・機器トラブル時における復旧体制を整え、バックアップ対策およびデータの損失・破壊の予防策を行うこと。
 - ④ 図書館システムサーバは障害発生時に直前の処理記録まで復旧できる機能を備えていること。
 - ⑤ サーバについて、3世代以上のデータバックアップを行うこと。
- (8) 図書館システム運用の支援体制について
- ① システムサポート体制は、パッケージシステム開発元企業が直接行う体制であることが望ましい。難しい場合は受注者が責任をもってサポートする体制を整えること。
 - ② 休日・夜間なども含め異常発生時の早期復旧体制を整えること。
 - ③ 図書館システム運用に必要なマニュアルを整えること。
- (9) 端末機器構成
- 端末機器台数及び各機器の詳細仕様、構成については別紙1「装置仕様書」及び別紙3「機器構成図」のとおりとする。
- (10) 端末機器の設置
- ① 業務用端末、利用者端末、連携用端末は指示する設置場所に設置すること。
 - ② 本業務の図書館ネットワークについては、本市が用意するインターネット系ネットワークを利用すること。

11. 契約終了時（令和13年度の取り扱い）

受注者は、システムの運用期間終了時において、本市と協議のうえ次期システムに引き継ぐべきデータの抽出を行い、本市及び次期システムを構築する事業者へ無償で提供すること。

12. 機密保持及び再委託

別紙4「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

13. 納品成果物

以下に定めのない資料であっても、本市から指示をした場合は提出すること。

- ・ 調達機器等 一式
- ・ 業務総合工程表
- ・ 業務完了届
- ・ システムを構成する機器の接続状態を表すシステム系統図・機器構成図等
- ・ 操作説明書
- ・ システム環境設定書
- ・ データ移行仕様書、成績書
- ・ データ消去証明書
- ・ 打合せ議事録、課題管理表
- ・ 実施体制及び連絡体制

14. その他

- ・ システム稼働後、5年以上継続してサービスを利用できること。なお、本市が希望した場合、想定する契約期間終了後も機器供給元及びシステム開発元の保守サポート期間内で継続使用を可能とすること。
- ・ 基本システム及びオプションシステムのライセンス追加がいつでもできること。但し費用については別途本市と協議すること。
- ・ システムパラメータの設定により、軽微な機能変更が容易に行えるシステムであること。
- ・ 機能追加・改善強化にあたっては、年1回以上、本市からの要望をヒアリングすること。
- ・ 受注者は各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- ・ 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。
- ・ その他本仕様書に記載されていない事項が発生した場合には、本館職員と協議の上決定すること。